

現基準	新基準
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
<p>第2条 日本高気圧環境・潜水医学会（以下「学会」という）が制定する高気圧酸素治療の安全基準（以下「この基準」という）は、治療の安全を確保し、かつ、その安全性を向上させることを目的とする。</p>	<p>第2条 日本高気圧潜水医学会（以下「学会」という）が制定する高気圧酸素治療の安全基準（以下「この基準」という）は、治療の安全を確保し、かつ、その安全性の一層の向上を目的とする。</p>
<p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この基準は、1969年9月1日から施行する。 2 この基準は、1971年9月4日から改正する。 3 この基準は、1972年9月1日から改正する。 4 この基準は、1974年9月22日から改正する。 5 この基準は、1980年10月9日から改正する。 6 この基準は、1990年11月16日から改正する。 7 この基準は、1991年11月15日から改正する。 8 この基準は、1994年11月10日から改正する。 9 この基準は、1995年11月16日から改正する。 10 この基準は、2002年6月1日から改正する。 11 この基準は、2004年11月4日から改正する。 12 この基準は、2010年11月26日から改正する。 13 この基準は、2012年11月16日から改正する。 14 この基準は、2014年11月7日から改正する。 15 この基準は、2018年12月1日から改正する。 16 この基準は、2019年11月3日から改正する。 17 この基準は、2023年9月21日から改正する。 	<p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この基準は、1969年9月1日から施行する。 2 この基準は、1971年9月4日から改正する。 3 この基準は、1972年9月1日から改正する。 4 この基準は、1974年9月22日から改正する。 5 この基準は、1980年10月9日から改正する。 6 この基準は、1990年11月16日から改正する。 7 この基準は、1991年11月15日から改正する。 8 この基準は、1994年11月10日から改正する。 9 この基準は、1995年11月16日から改正する。 10 この基準は、2002年6月1日から改正する。 11 この基準は、2004年11月4日から改正する。 12 この基準は、2010年11月26日から改正する。 13 この基準は、2012年11月16日から改正する。 14 この基準は、2014年11月7日から改正する。 15 この基準は、2018年12月1日から改正する。 16 この基準は、2019年11月3日から改正する。 17 この基準は、2023年9月21日から改正する。 18 この基準は、2024年4月1日から改正する。